

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年5月から6月にかけて、人事院及び都道府県市特別区人事委員会が共同で調査にあたる職種別民間給与実態調査を実施し、この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員の給与について検討を行いました。

- 2 職員給与については、「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。

本年の職種別民間給与実態調査結果で民間給与が昨年より上がったこと、一方において職員給与が給与制度の見直しなどにより下がったこともあり、職員給与が民間給与を下回っていました。このため、月例給については、この較差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。特別給についても、民間が公務を上回ったことから、引上げを行うこととしました。

- 3 また、扶養手当について、平成29年4月から、国の制度改正に準拠して、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げる改正をすることとしました。

- 4 島根県では、急激に進む少子高齢化や人口減少などへの対応など、行政需要が増大し、複雑化しています。こうしたなか、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上のためには、今後ますます、職員一人一人の能力と意欲を最大限に引き出すことが重要です。このため、本委員会では、今回の報告において、有為な人材の確保・育成はもとより、時間外勤務の縮減や仕事と育児・介護等の両立支援の一層の推進など人事管理上の諸課題についても、鋭意取り組んでいく必要について言及しました。

- 5 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。

県民各位におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成28年10月19日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫